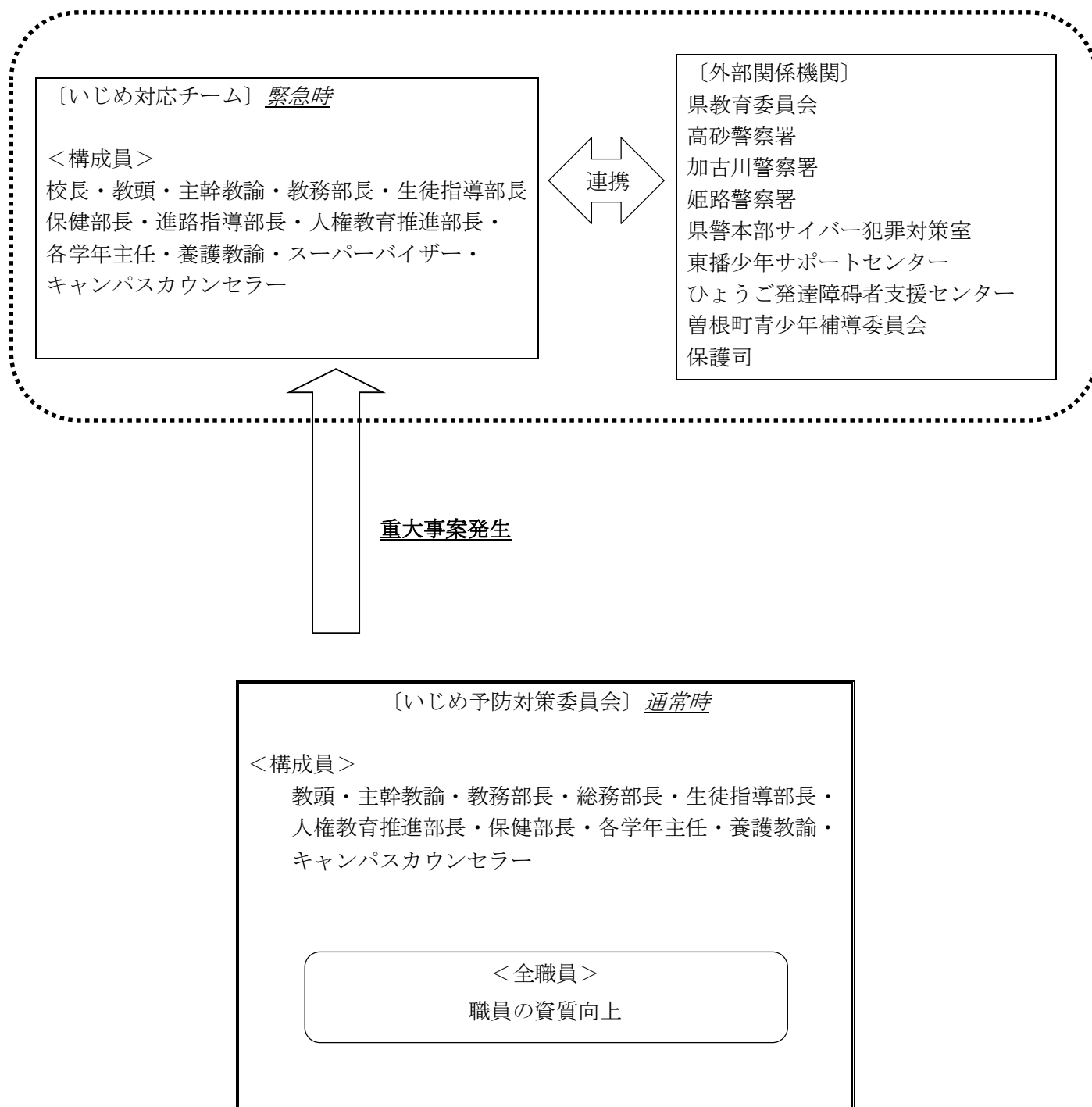


校内指導体制及び関係機関



〔いじめ予防対策委員会〕 通常時

< 構成員 >

教頭・主幹教諭・教務部長・総務部長・生徒指導部長・
人権教育推進部長・保健部長・各学年主任・養護教諭
キャンパスカウンセラー

< 全職員 >

職員の資質向上



未然防止

■ 学習指導の充実

- ・ 学習における規律作り
- ・ 学びに向かう集団づくり
- ・ 意欲的に取り組む授業研究

■ 特別活動の充実

- ・ ホームルーム活動の充実
- ・ ボランティア活動への積極的参加

■ 教育相談の充実

- ・ 面談の定期開催
- ・ キャンパスカウンセラーの活用

■ 人権教育の充実

- ・ 人権意識の高揚

■ 情報教育の充実

- ・ 情報モラルの指導の充実
- ・ ネット犯罪防止講演会の開催

■ 保護者・地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 学校公開・公開授業の実施
- ・ 学校行事への地域住民参加
- ・ 曾根町青少年補導委員協議会参加

早期発見

■ 情報の収集

- ・ 教員の観察による気付き
- ・ 養護教諭からの情報
- ・ キャンパスカウンセラーとの連携
- ・ 生徒・保護者・地域からの情報
- ・ 中学校訪問での情報
- ・ 登校時の自転車指導
- ・ 巡回指導
- ・ アンケートの実施
- ・ 各種調査の実施
- ・ 定期的な面談における情報
(生徒・保護者)

■ 相談体制の確立

- ・ 相談窓口の設置・周知
- ・ キャンパスカウンセラーの活用

■ 情報の共有

- ・ 報告の徹底
- ・ 職員会議等での全職員の情報共有
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 次年度への申し送り事項の徹底

いじめ早期発見のためのチェックリスト

教室

- 1 * 登校時、昇降口の靴箱の靴が乱雑に入れてある。または、靴が靴箱の中に入っていない者が多い。
- 2 * 天井や掲示物が破れていたり、机に落書きがある。
- 3 * 机の中にごみがあふれている。
- 4 他の生徒の机と机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけの机の間隔が他の生徒と開いている。

集団

- 5 グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 6 班活動にすると、特定のグループが他のグループを寄せ付けない雰囲気がある。
- 7 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 8 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で絶えず周囲の者の顔色をうかがっている生徒がいる。
- 10 授業中に、特定の生徒に消しゴム等を投げている。

いじめられている生徒

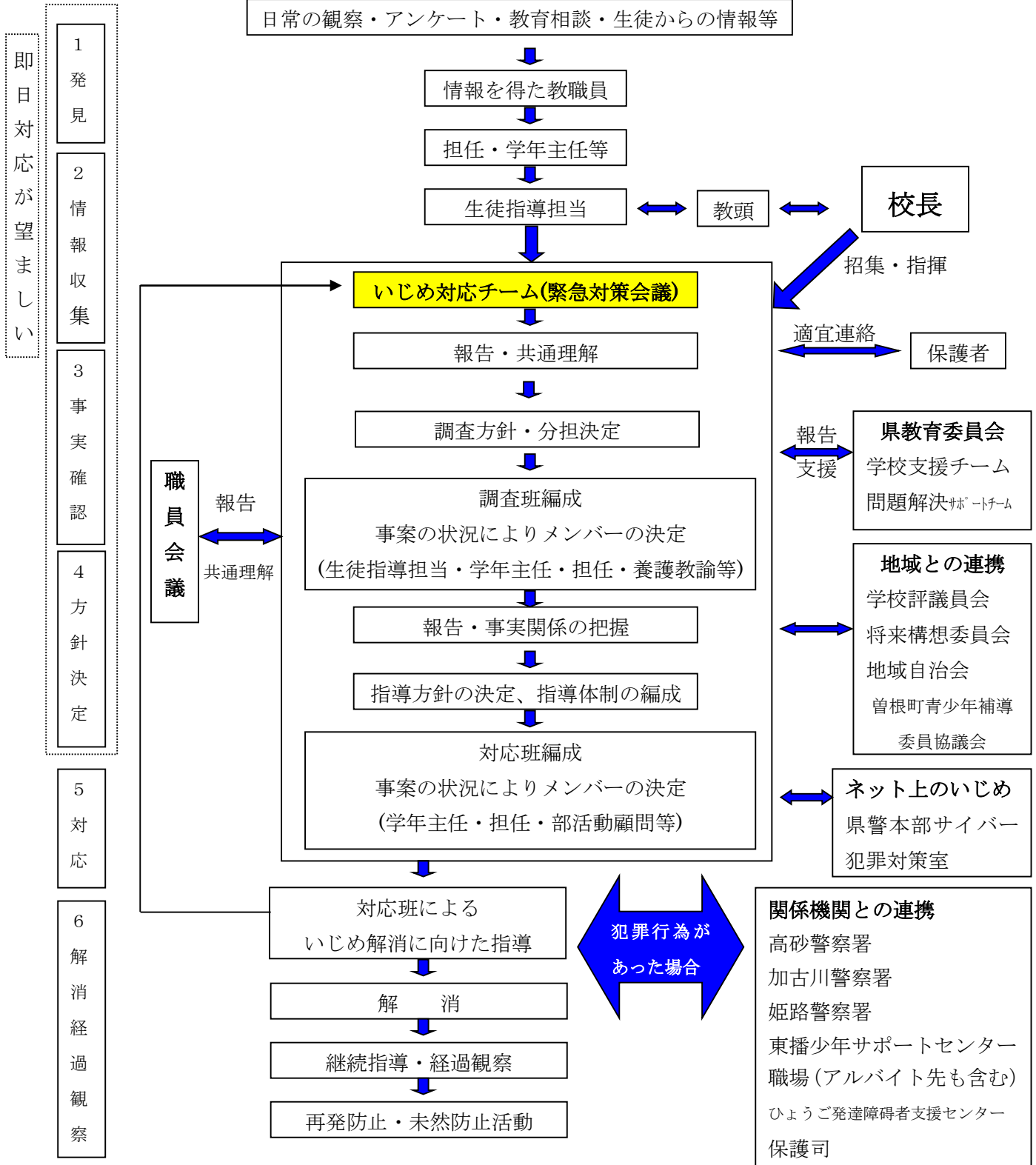
- 11 * 休み時間は教室に常にひとりで座っており、小さな物音に対しても敏感に反応する。
- 12 一人でいることが多い。
- 13 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 14 * いつも筆記用具を誰かに貸している。
- 15 他の生徒からの、悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 16 * いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 * いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くへ居たがったり、話しかけたまま離れようとしない。
- 19 持ち物や机に落書きをされる。
- 20 靴箱の靴を違う靴箱に入れられたり、隠される。
- 21 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- 22 * 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 23 発言すると、声をかけられたり、からかわれたりする。
- 24 * 給食事、パンをいつも取りに行かされている。
- 25 服に靴跡がついていたり、ボタンがとれていたり、ポケットが破れていたりする。
- 26 手足に傷やあざがある。
- 27 毎日、必要以上のお金を持ってくる。
- 28 部活動を休みがちになり、やめると言い出す。
- 29 他の生徒の行動ばかりを気にして、下を向いて視線を合わせず、目立たないようにしている。
- 30 ケガをすることが多く、その状況と本人が言う理由が一致しない。
- 31 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える。

いじめている生徒

- 32 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ってしまう。
- 33 グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 34 特定の生徒だけに強い仲間意識を持っている。
- 35 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を使う。

* : 本校独自のもの

緊急時の組織的対応



重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

具体例 1

同じクラスの一人に対して数名で、理由もなく遊び感覚で肩や背中を殴る。

具体例 2

先の尖ったネックレスで首やわき腹を刺されたり、ごみを机の中に入れられる。給食のパンを無理やり取りに行かされ、取ってきたパンを投げつけられる。

具体例 3

同じクラスの1人に対して複数名で本人に解るように「くさい」と言い続ける。